

28 会 廃 審 第 4 号
平成 28 年 11 月 24 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会 長 石光 真

清掃手数料(し尿くみ取り手数料)の改定について(答申)

平成 28 年 9 月 29 日付け 28 廃第 317 号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第 2 条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申

し尿くみ取りは、公共下水道などの水洗化施策により確実に減少してきているものの、衛生的な市民生活確保のためには必要不可欠なものであり、今後も継続していかなければならない事業です。

本市では、これまで、し尿くみ取り経費のうち収集運搬にかかる経費については、清掃手数料(し尿くみ取り手数料)で賄うこととして、受益者負担の原則を踏まえながらも、利用者負担を考慮しつつ、料金の算定を行ってきた経緯にあります。

現行の料金制度は、一般世帯の料金については、世帯人数による定額制を採用していましたが、この制度はくみ取り量に応じた料金体系でないため、簡易水洗式トイレの利用世帯の増加などにより、一人あたりの排出量が増加している現状では、従来のトイレの利用世帯との間に排出量の格差が生じており公平な制度とは言えず、料金の適正化が必要な状況にあると考えられます。

当審議会において審議を重ねた結果、市の改定案については、以下の理由から適切であると答申いたします。

1 一般世帯の料金体系について

前述のとおり、これまで、一般世帯については、定額制を採用しておりましたが、簡易水洗式トイレの利用世帯の増加等により、世帯毎の排出量に格差が生じていることから、料金の適正化を図るため、くみ取り量に応じた料金体系である従量制とすることについては、妥当であると判断します。

また、これまでの料金制度は、毎月の定期くみ取りが条件でありましたが、今回の改定で、世帯の希望に応じた複数月毎のくみ取りを認めることにより、くみ取り量が少ない世帯では、料金の減額が図られることとなります。

このことは、全体のくみ取り量が年々減少し、スケールメリットが働かなくなっているなか、くみ取り業務及び事務の効率化を図ることになるため、意味があるものと判断します。

2 料金単価について

①一般世帯

料金は、受益者負担の原則を踏まえた設定が本来望ましいものですが、大幅に料金が増額となる世帯もあることから、利用者負担を考慮し、県内他市と比較し、他市町村と比べ最も安価な料金案としており、さらに、激変緩和措置として上限を設けた料金制度とするなど、現実的であり妥当と考えます。

- ・基本量 180ℓあたり 1,000 円(税込み)
- ・加算量 18ℓあたり 100 円(税込み)
- ・上限額 5,600 円(税込み)

②事業所

これまでの従量制料金は、事業所のほか一般世帯も対象としていましたが、今回の改定により、事業所専用の料金体系を設定することは、現実的であり妥当と考えます。

本市のくみ取り料金は、県内他市と比較し、最も安価な設定であり、今回、くみ取り実績から算定された料金に改定することは妥当であると判断します。

- ・基本量 180ℓあたり 1,630 円(税込み)
- ・加算量 18ℓあたり 160 円(税込み)

付 帯 意 見

- し尿くみ取り手数料の改定にあたっては、市民の理解が不可欠であることから、実施までに十分な周知を図ること。
- 本市では、し尿くみ取り経費のうち収集運搬にかかる費用分を、し尿くみ取り手数料として賄うものとしていましたが、これまで、利用者負担を考慮した料金設定とした結果、本来あるべき料金とは大きく乖離が生じていることから、次回の料金改定については、3年経過後、受益者負担に基づいた料金設定を検証すること。

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員

会 長	石 光	真
副会長	渡 辺	市 雄
委 員	加 藤	新
委 員	渋 井	あつ子
委 員	船 窪	好 晴
委 員	佐 藤	洋 一
委 員	佐 藤	紀 美
委 員	佐 藤	美 代子
委 員	雪	郷 志
委 員	高 橋	徳 行